平成２９年（フ）第３２８号
愛媛県松山市三津２丁目14番８号　ビッグユー202号
債務者　奥野　高広
1　決定年月日時　平成30年２月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
松山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第２号
愛媛県新居浜市郷１丁目10番45号、前住所愛媛県新居浜市東雲町２丁目３番14号
債務者　真鍋　和美
1　決定年月日時　平成30年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
松山地方裁判所西条支部

平成３０年（フ）第２号
長崎県壱岐市郷ノ浦町片原触2510番地１　壱岐地域生活ホーム「ひまわりの家」、前住所長崎県壱岐市郷ノ浦町田中触1006番地１　古城団地４棟107号
債務者　武藤　良江
1　決定年月日時　平成30年２月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
長崎地方裁判所壱岐支部

平成３０年（フ）第６号
福島県郡山市富久山町福原字五斗蒔田５番地の１　ユニティータウン福原206号、従前の住所福島県郡山市西ノ内２丁目12番９号　プレミスト西ノ内303号
債務者　増井　雅人
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第２５３号
神戸市西区北別府４丁目2123番地　ファーストハウス205号
債務者　池内　郁実（旧姓山角）
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成３０年（フ）第１１号
神戸市西区竹の台２丁目16番地の４　市住１―1102号
債務者　中谷奈緒美
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成３０年（フ）第２０号
佐賀市新栄東４丁目７番522号
債務者　八百城静香
1　決定年月日時　平成30年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第２４号
佐賀市水ヶ江１丁目４番41号　ベルメゾン301号
債務者　中島慎一郎
1　決定年月日時　平成30年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第７６号
山梨県南都留郡富士河口湖町船津938番地
債務者　加々美かおる
1　決定年月日時　平成30年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成３０年（フ）第１号
熊本県八代市出町８番７号
債務者　宮口　竜一
1　決定年月日時　平成30年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成３０年（フ）第２号
青森県北津軽郡中泊町大字今泉字神山305番地４
債務者　三上　真紀
1　決定年月日時　平成30年２月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月19日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成３０年（フ）第５号
青森県五所川原市大字石岡字藤巻14番地７
債務者　髙橋久美子
1　決定年月日時　平成30年２月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月19日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成３０年（フ）第５号
広島県福山市沼隈町大字能登原702番地
債務者　マルデ食堂こと　出崎　利昌
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第１４８号
青森県黒石市北美町２丁目56番地３、住民票上の住所青森県平川市唐竹堀合25番地10
債務者　古川　勝美
1　決定年月日時　平成30年２月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成３０年（フ）第１２号
沖縄県沖縄市胡屋２丁目１番18号
債務者　與座　広美
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第８０５０号
東京都江戸川区南葛西２丁目22番９―303号リヴ　ＭＯ５、前住所東京都江戸川区東葛西２丁目14番６号　スカイピア葛西２　203
債務者　小林　陽久
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月12日午後３時30分
東京地方裁判所民事第20部